


監査報告書

2023（令和5）年5月16日

学校法人 梅光学院
理事会 御中
評議員会 御中

監事 吉田 雅俊 

監事 倉橋 忍 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人梅光学院の寄附行為第13条の規定に従い、学校法人梅光学院の2022（令和4）年4月1日から2023（令和5）年3月31日までの、学校法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及び常任理事会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。ただ、予算統制上必要であるため、補正予算は是非組まれるよう進言する。

なお、2022年度監査計画における重点項目である、

- 1 BAIKO VISION for 2025につきAction Planの達成状況の監査、及び、
- 2 梅光学院大学の入学定員充足状況等の監査を行っており、その結果は下記のとおりである。

記

1の監査について

常任理事会で進捗報告を都度受けるとともに、最新の達成状況も確認してい

る。

概ね達成できていると考えるが、なお、一部未達部分もある。さらに未達部分を減らすよう努力していただきたい。

2の監査について

常任理事会で、オープンキャンパスの状況や入試状況を報告してもらい、監査を行ってきた。

今回定員に満たなかったが、新型コロナウイルスの影響が残っていることが考えられる。さらに訪問営業に注力するとともに、オープンキャンパス等に力点をおいていただきたい。

本件は、1年間の活動により直ちに効果が出るものではないので、今後とも継続的に実施、検証をすることが大事と思われる。

以上